

平成 26 年 5 月 23 日
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 29 年 1 月 27 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 県
 川 俣 町
 飯 館 村
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《川俣町-飯館村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 26 年 4 月 24 日時点）＞

- ・川俣町において、借上げ住宅等に約 500 人が生活している。
 - ・主な避難元市町村の内訳は、飯館村が約450人、浪江町が30人。
- ※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数	市町村	入居戸数
南相馬市	3	大熊町	2
川俣町	—※	富岡町	3
飯館村	176	浪江町	16
計		200	

※上記のほか、川俣町においては町内での避難者がいる。

＜公共施設等の受入れ＞

- ・川俣町内において、飯館村が仮設小学校及び保育所を設置、また、これにかかる通学のためスクールバスを運行。平成 30 年度からは地元村内で小学校及び保育所を再開予定。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

（1）復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・川俣町における復興公営住宅について、住民意向調査の結果等に基づき、福島県営及び川俣町営あわせて 120 戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。

- ・避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市（平成 28 年 1 月閉鎖）及びいわき市（平成 28 年 12 月閉鎖）に設置。

【復興公営住宅の整備】

所在地	整備主体	戸数	居住形態	入居開始	割振り戸数		
					浪江町	飯舘村	川俣町
川俣町新中町 (新中町団地)	川俣町	40 戸	戸建住宅	H28.4.1	—	—	40
川俣町壁沢 (壁沢団地)	県	80 戸	木造二戸一棟	H28.11.1	8	60	12
合計		120 戸					

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りを基本とし、現に避難指示を受けている居住制限者のみを対象とした複数回の募集を行ってもなお空き住戸があることから、避難指示が解除された区域の方（旧居住制限者）も募集対象に加えることが、平成 29 年 8 月に開催された「新生ふくしま復興推進本部会議」において決定。これに伴い、平成 30 年 1 月定期募集からは、県北地区の団地も旧居住制限者を対象に加え募集。
- ・1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在 18 歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を 5 割増しに設定。

（２）関連基盤

＜教育機関＞

- ・飯舘村に関しては、平成 30 年度から地元村内での学校再開を行うことから、平成 29 年度までは、川俣町飯坂地区に置かれている飯舘村営小学校の運営、スクールバスの運行を継続する。また、川俣町立の小中学校への区域外就学にも、引き続き対応。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・川俣町内の医療機関については、医師を含め医療従事者の高齢化、後継者不足が懸念されていることから、人材不足による支障が発生しないか、引き続き医療の現場の状況を把握。
- ・川俣町内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う特段の支障は見受けられない状況であるが、引き続き介護の現場の状況を把握。

＜道路整備＞

- ・壁沢地区の復興公営住宅整備に伴い、町道中島・諏訪線の道路改良等を実施。

＜水道施設＞

- ・壁沢地区の復興公営住宅整備に伴い、水道水の安定的な供給のための配水管の布設替えを実施。

＜避難者支援事業等＞

- ・新中町地区の復興公営住宅整備に伴い、避難者や近隣住民との交流の場としてコミュ

ニティ施設の整備を実施。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<募集方法について>

- ・復興公営住宅では、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持形成を図る。

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
川俣町新中町(新中町団地)	H28.4～
川俣町壁沢(壁沢団地)	H28.10～

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	—	14 名	21 名	21 名

※川俣町、福島市、二本松市、桑折町は、福島拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- ・当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、飯舘村は平成 25 年 2 月から発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楢葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算

定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。

- 平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。